

新築リフォームに関する税制

平成21年12月8日より始まりました住宅エコポイント、またその関連事項概要について紹介させていただきます。

I.概要

住宅エコポイントは地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、**エコ住宅**を新築された方や**エコリフォーム(一体的に行うバリアフリー)**に対してポイントを発行し対象商品や工事費用に充当することが出来る制度です。

対象期間 <<平成22年12月31日までに工事を着工したもの>>
ポイント交換期限<<平成25年3月31日まで>>

II.関連事項

住宅特定改修特別税額控除

住宅特定改修特別控除対象には以下の2種類があります

① 一定の居住者が、自己が所有し、自己の住居の用に供する家屋について**バリアフリー改修工事**等を行った場合において、当該家屋を平成21年4月1日～平成22年12月31日までの間に居住用に供したとき、増改築等工事証明書(添付書類)記載の『バリアフリー改修工事に要した費用の額』及び『バリアフリー改修工事の標準的な費用の額(注2)』のいずれか少ない金額(最高200万円)の10%に相当する金額をその年度分の所得税額から控除できる。

② 居住者が、自己の住居の用に供する家屋について**一般省エネ改修工事**(注1)を行った場合において当該家屋を平成21年4月1日～平成22年12月31日までの間に居住用に供したとき、増改築等工事証明書(添付書類)記載の『一般省エネ工事等に要した費用の額』及び『一般の省エネ改修工事費の標準的な費用の額(注2)』のいずれか少ない金額(最高200万円)(太陽光発電を設置した場合は300万円)の10%に相当する金額をその年度分の所得税額から控除できる。

※また上記②に関して太陽光発電を取得した場合

エネルギー需給構造改革推進税制 が適用されます。この制度は取得時期により2つの特例が受けられます。

I.平成4年4月1日～平成24年3月31日までの期間

取得した日から1年以内に国内にあるその法人の営む事業で供した場合、供した事業年度において**特別償却**又は**税額控除**を認める。

II.平成21年4月1日～平成23年3月31日までの期間

取得した日から1年以内に国内にあるその法人の営む事業で供した場合、供した事業年度において上記にかかわらず**即時償却**が認められます。

☆即時償却とは取得等した取得価額を即時に償却することができます。

※(注1) 一般省エネ改修工事とは、すべての居室の窓全部の改修工事又はその工事と併せて行う床の断熱工事、天井・壁の断熱工事その改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となる工事。

(注2) 『バリアフリー改修工事及び一般的の省エネ改修工事の標準的な費用の額』とは、工事の種類ごとに単位あたりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その工事を行った床面積等を乗じて計算した金額を言います。

詳しくは国税庁HP バリアフリーについて <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1220.htm>

省エネについて <http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1219.htm> までお願いします。

退職金損金算入ご存知でしょうか！？

退職金とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいい、社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金、適格退職年金契約に基づいて生命保険会社又は信託会社から受ける退職一時金なども退職所得とみなされます。

また、労働基準法第20条の規定により支払われる解雇予告手当や賃金の確保等に関する法律第7条の規定により退職勤労者が弁済を受ける未払賃金も退職所得に該当します。

役員退職金の損金計上

役員に支給する退職金は、一般使用人と異なり、**損金経理**をすること及びその金額が**不相当に高額でない**ことが損金に算入される要件です。

退職所得は以下の特典があります。

- ①大きな所得控除額がある
- ②2分の1課税でできる
- ③分離課税である

$$\text{※ 退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(参考)

・退職所得控除額
勤続年数20年以下 勤続年数×40万円(80万円に満たない場合は80万円)
勤続年数20年超 (勤続年数-20年)×70万円+800万円
※障害者になったことに直接起因して退職した場合 **通常退職所得控除額+100万円**

・役員退職金の損金算入時期

原則として、株主総会の決議等によって退職金の額が具体的に**確定した日の属する事業年度**となります。ただし、法人が退職金を実際に支払った事業年度において、損金経理をした場合は、その支払った事業年度において損金の額に算入することも認められます。

過大役員退職金の判定

役員に対する退職給与のうち、その額が、その役員の在職期間、その退職の事情、類似する事業法人の支給状況に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当と認められる金額を超える場合、その**超える部分**の金額は損金経理の額に算入されないこととされています。

また、相当とされる金額について判定は困難ですが、次の算式で計算している例がいくつかあります。

$$\text{その役員の退職時報酬月額} \times \text{勤続期間} \times \text{功績倍率} = \text{相当とされる退職金}$$

※ 功績倍率ですが代表者(社長・会長)に関しては過去の裁判等で**2.2倍~3倍**とされています。議事録で役員退職金規程を作成しておくといでしょう。